低所得者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減の実施申出に関する要綱

(趣旨)

1 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号。厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国実施要綱」という。)に基づき、社会福祉法人及びその他市町村長が認めた事業主体(以下「社会福祉法人等」という。)が介護保険サービスについて利用者負担額の軽減を行う旨の申出については、この要綱に定めるところによる。

(対象事業)

- 2 この申出の対象は次のとおりとする。
 - (1) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減制度事業

国実施要綱別添2に基づき社会福祉法人等が実施する利用者負担額の軽減

- (2) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 国実施要綱別添3に基づき社会福祉法人等が実施する利用者負担額の軽減
- (3) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業 国実施要綱別添4に基づき社会福祉法人等が実施する利用者負担額の軽減

(実施の申出)

3 社会福祉法人等は、前項の事業を行おうとする場合は、様式1の申出書により、事前 にその旨を県に申し出るものとする。

(変更の申出)

4 社会福祉法人等は、前項の申出の内容に変更が生じた場合は、様式2の申出書により、速やかに県に申し出るものとする。

(廃止の申出)

5 社会福祉法人等は、第2項の事業を廃止するときは、様式3の申出書により、事前 にその旨を県に申し出るものとする。

(軽減対象)

- 6 軽減の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減制度事業

介護保険法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事

業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額

(2) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

介護保険法に基づく訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(事業所が離島等地域にあるものに限る。)

(3) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

介護保険法に基づく訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様 のものに限る。) (事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限 る。)

(市町村への連絡)

7 県は、社会福祉法人等から第3項、第4項及び第5項による申し出があったときは、 県内保険者に対し、申出があった旨連絡するものとする。

(留意事項)

8 第2項第1号に定める事業については、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、市町村による助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法(実施、変更、廃止の申出、軽減の対象となる費用及び対象者、軽減の程度等)については、助成措置を受ける場合と同様の扱いとする。

(補則)

9 この要綱の施行に関し必要な事項は、沖縄県子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。